

児童発達支援事業所における自己評価結果

公表: 2024年3月31日
事業所名: AIAI PLUS 麴町

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	5	1		
	2	職員の配置数は適切である	4	2		
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達への配慮が適切になされている	3	3	個室が複数ある。運動の部屋・学習の部屋といったように、用途に分けて使うことも可能で、プログラムの入替もできる。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	4	2		
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	3	3		
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6	0		
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6	0		
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	0	6	第三者評価機関については現在、設置していない。本社担当部署の指示を仰ぐ。	
適切な支援の提供	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	4	2	動画による研修受講体制や、本部職員による巡回研修をしている。	
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	3	3	アセスメントに関しては、保護者からの聞き取りのほか、適応行動尺度の一部項目、健康に関する記載、感覚と動作に関するもの等の複数を行っている。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	4	2	ツールだけでなく運用面の標準化を図る。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	4	2		
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6	0	支援時に使うパンダーに、一人ひとりの個別支援計画のコピーを挟んでいる。それを見て、各指導員が利用児童にふさわしい支援を行えるよう努力している。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	3	3	カンファレンスに基づいて検討の機会を用意できるようにしたい。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5	1	マニュアルありきではなく、利用児童に応じて、内容を変更できるよう、個々の指導員に工夫の裁量が任されている。体格や能力、発達課題に合わせて、運動内容を変更する等の工夫をしている。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	4	2		
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	3	3		
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	3	3	実施ができていない日があるため、必ず実施できるようにオペレーションを見直す。	
関係機関や保護者との連携	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6	0		
	20	定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	2	4		
	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	3	3		
	22	母子保健や子ども子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)	6	0		
	23	地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)	0	0	医療的ケアが必要な児童は現在いない。	
	24	子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	0	0	医療的ケアが必要な児童は現在いない。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	4	2	保育所等訪問支援を行っている児童を中心に、連携目的で毎週のように各保育園や学校とやり取りをしている。進学時には、要請に応じて就学支援シートの療育事業所欄に記載を行っている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学校)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	3	3		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	4	2	利用児童の状態について、必要に応じて助言に乗ってもらっている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	3	3	交流イベントのようなものはないが、障害の有無は関係なく、いろいろな児童が毎日通っている。	
保護者への説明責任等	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども、子育て会議等へ積極的に参加している	0	6	そのような場が持たれれば出席をしたい。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6	0	利用の度に保護者と話す時間が設けられている。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	0	6	保護者への支援として、事業所内相談支援を検討する。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6	0	契約時に必ず管理者から行われる。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6	0	説明の上で、同意を得て自筆署名をもらっている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6	0	相談には毎回利用の度に乗り、内容が込み入ったものについては別途、児発管が対応する。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	0	6	学校のPTAに当たるようなものはないが、31番にあるように、グループワーク等の開催を企画したい。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	4	2		
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6	0	月に一回、AIAI PLUS通信を発行している。連絡先等も、TEL以外にLINEなど複数を活用している。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	6	0		
非常時等の対応	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6	0		
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	0	6	要望があれば検討したい。	
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	3	3	定期的な訓練を実施する必要がある。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っている	3	3	定期的な訓練を実施する必要がある。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5	1	個別支援計画に記載されている。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	4	2	事業所内は食べ物の持ち込みは禁止となっている(水筒を除く)。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	4	2		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6	0	虐待に関するチェックリストを全職員が定期的の実施している。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	5	1	個別支援計画に「保護者への同意書を作成した上で身体拘束を行う」旨が記載されており、同意書がない場合は身体拘束はしないことになっている。	